

# 匝瑳市立八日市場第二中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

## 1. 本校におけるいじめ防止等の対策における基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめについて、『いじめ防止対策推進法』では、以下のようにいじめの定義がされている。この法律における定義と基本的認識を踏まえ、八日市場第二中学校の「学校いじめ防止基本方針」を定める。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- 「心理的な影響を与える行為」とは「仲間はずれ」や「集団による無視」、「インターネット上の無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- 「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

### (2) いじめ問題に対する基本的認識

#### ①いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害行為である。

いかなる状況であっても、いじめは絶対に許されない行為であり、いじめる側が悪いという毅然とした態度で周知徹底する必要がある。例外は認められない。

#### ②いじめは、すべての生徒、学級、部活動等で起こり得る問題である。

すべての学級・部活動等で、いじめは起こり得ることを基本とする。また、生徒の誰もがいじめを行う側とされる側にもなり得ることや、いじめを受けた生徒がいじめを行う側に、またその反対の立場になることもあり得る。

#### ③いじめを見て見ぬふりをするのは、いじめている行為と同様である。

いじめには直接的に関わってはいないものの、周りで騒ぎ立てる生徒や、自分が被害を受けるのを恐れて傍観する生徒も多い。見て見ぬふりはさらにいじめを助長することにつながるばかりでなく、いじめを行う生徒に味方することにもなる。

生徒のいじめに対する態度によっては、いじめの抑止力にもなることから、生徒のいじめについての正しい認識を育てることが大切である。

#### ④いじめの形は様々であり、事実の発見が難しい問題である。

いじめの行為は様々な形があり、発見しにくいものが多いことから、事実確認については慎重に進めていく必要がある。

#### ⑤いじめは教職員の人権感覚や生徒観、指導のあり方が問われる問題である。

教職員は、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度と、生徒の個性や差異を尊重する姿勢を示し、道徳や心の教育を通して、命の大切さや生きることの素晴らしさ、人生の喜びについて指導していくことが大切である。

#### ⑥教職員は、いじめを受けている生徒の心に寄り添い、親身になって対応する。

生徒の悩みに真摯に向き合い、生徒の発信するシグナルを敏感に感知するように日々努力する必要がある。すべての学級・部活動等でも深刻ないじめが起こり得るという危機意識をもつことが大切である。また、いじめを受けている生徒を発見した場合には、安全の確保を最優先とし、学校全体で組織的かつ迅速に対策を講じていく。

## ⑦いじめは、家庭教育のあり方に大きく関わる問題である。

子どもの健全な育成に責任を持つことや、規範意識やマナー、しつけをはじめ、いじめについての捉え方等、家庭生活が生徒に与える影響は大きい。家族から受ける愛情や精神的なよりどころ、信頼関係、家族の会話やふれあいは、いじめの防止には必要不可欠な要素である。

## ⑧いじめは、学校・家庭・地域社会等がそれぞれの役割を果たし、連携して取り組むべき問題である。

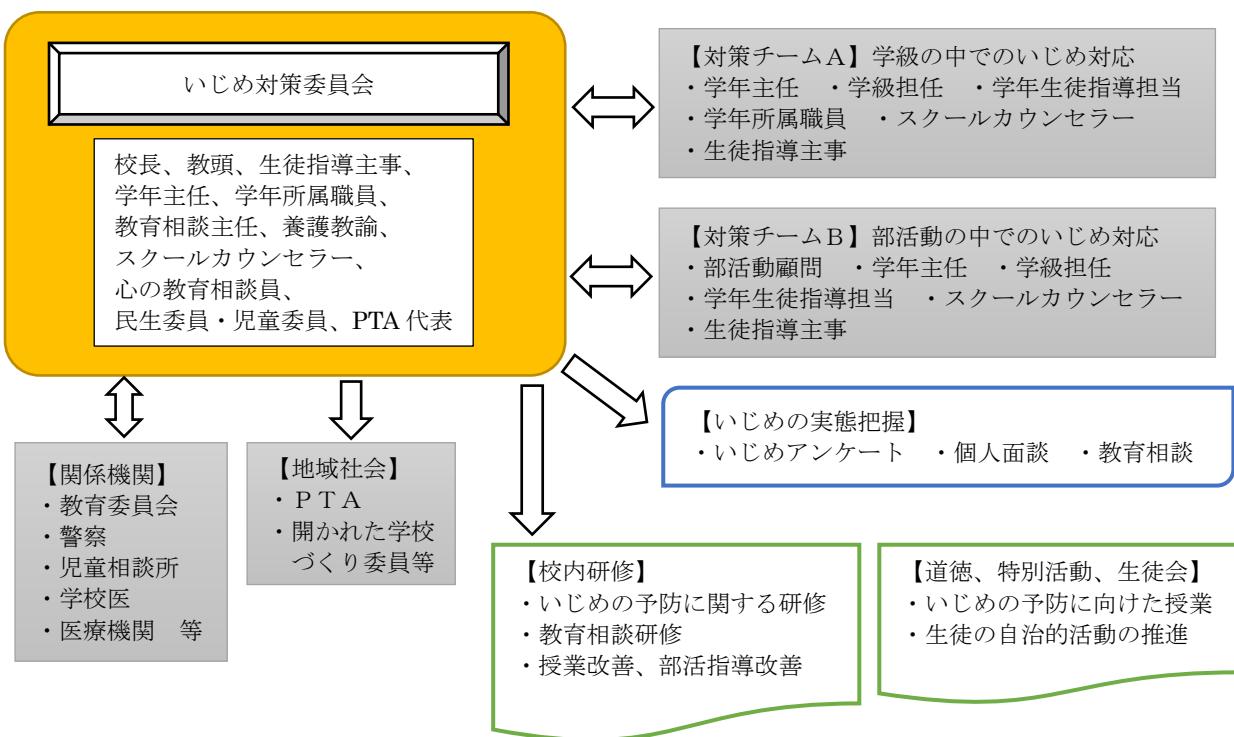
いじめ問題の解決に当たっては、すべての関係者がそれぞれの役割を十分に果たして取り組むことはもとより、学校・家庭・地域社会・関係機関が連携し、機能していくことが必要である。

## 2. 学校いじめ対策組織について

### (1) いじめ対策委員会の主な機能

いじめ対策委員会は、校長を中心として、以下に示す4つの主な機能をもつ。通常は、生徒指導部会（毎週火曜日開催）がその役割を果たす。重大事態が発生した場合には、民生委員・児童委員、PTA代表を招集して、いじめ対策委員会を組織することとする。

- ① 学校全体で正確な情報収集を行う。
- ② 情報の整理・分析と適切な管理をする。
- ③ 効果的な対策の検討と全職員への周知及び共通理解を図る。
- ④ 職員の役割分担と家庭・地域・関係機関との適切な連携を行う。



### (2) スクールカウンセラーとの連携

いじめ問題の解決に当たっては、以下に示す事柄について積極的に助言及び協力を得る。

- ① 指導方針や解決方法について
- ② 生徒や保護者への対応について
- ③ いじめを受けた生徒（保護者）へのケア
- ④ いじめを行った生徒（保護者）へのケア など

## 3. いじめの未然防止について

### (1) いじめの未然防止に向けた具体的な手立て

#### ①学級経営の充実

- ・生徒に対する担任の共感的・受容的な態度によって、生徒一人ひとりの良さが十分に発揮され、生徒のもつ様々な個性による差別を生まず、お互いを認め合う集団づくりに努める。
- ・学級開きの際に、学級のルールや規律を定め、所属する生徒が守れるように、年間を通じて継続的

に指導していく。また、守れなかった場合には、改善に向けて毅然とした態度で粘り強く指導していくことも大切である。

- ・生徒による自発的・自治的な活動を保障し、規律のある活気に満ちた集団づくりに努める。
- ・時と場に応じた正しい言葉遣いができる集団づくりに努める。(いじめの大半は言葉によって行われることから、人権意識を欠いた言葉遣いに対しては、その都度指導をしていく。例、「ウザい」「キモい」「バカ」「死ね」「消えろ」「むかつく」など)
- ・いじめアンケートや教育相談週間、生徒の欠席・遅刻・早退の状況、健康観察等から実態を把握し、変化の兆候をいち早くつかみ、早期対応につなげる。

## ②生徒指導の機能を生かした授業の充実

- ・自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育成するといった生徒指導の3つの機能を生かした授業を展開し、授業の中で自己指導能力の育成を図る。

## ③道徳の充実

- ・生命を尊重する態度や生きることの喜び、他に学ぶ広い心の育成等、いじめの防止に関わりの深い題材を取り上げ、いじめをしない・許さない心を育てる授業を工夫する。

## ④学級活動の充実

- ・ピアサポートや構成的グループエンカウンターを取り入れ、学級内のコミュニケーションを活性化する。
- ・『豊かな人間関係づくり実践プログラム』を活用し、道徳性を高める実践的人間教育を推進し、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成に取り組む。
- ・学級会を定期的に開き、いじめにつながるような学級の問題について話し合う。

## ⑤生徒会活動の充実

- ・生徒会活動を通して、生徒自身がいじめ問題の解決に向けて主体的に取り組むことができるよう支援していく。

## ⑥学校行事の工夫

- ・生徒全体で感動を共有し、一人ひとりがその行事について達成感や自己有用感を得られるような内容・方法を検討していく。

## ⑦情報モラル教育の充実

- ・携帯電話、スマートフォン、パソコン等を利用したインターネット上でのいじめについて、技術・家庭科や道徳、学級活動等で情報モラルの指導を行っていく。

## ⑧特別支援教育の充実

- ・障害のある生徒に対する差別や偏見を解消し、いじめへの発展を防ぐため、特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等の助言を得ながら、教職員間で障害特性の理解や障害をもつ生徒との関わり方について研修を深めるとともに、周囲の生徒への指導や本人への配慮事項について共通理解を深める。平成28年4月施行の障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、適切な合理的配慮の提供に努める。

# 4. いじめの早期発見について

## (1) 日常的な情報の収集

### ①生徒との交流からの発見

- ・休み時間や昼休み、放課後等の会話や観察、生活ノートのやりとりを通して、気になる生徒に目を配るとともに、言動や服装等にも気を配り、必要に応じて声をかける。また、できるだけ生徒につく指導体制の構築に努める。

### ②教職員による情報交換からの発見

- ・授業や部活動をはじめとする様々な教育活動での生徒との関わりの中で気付いたことについて、教職員どうしが積極的に情報を交換し、発見の機会へとつなげていく。

- ・授業終了時と開始時には常に教室に教職員がいる状態を作るとともに、休み時間や昼休み等の巡回をきめ細かく行い、発見に努める。

#### (2) 定期的なアンケート等による調査

- ・月1回「いじめアンケート」を行い、気になる記述については、速やかに学年主任、生徒指導主事へ報告するとともに学級担任が個別に面談を行ったり、スクールカウンセラーの助言を受けたりして、いじめの早期発見につなげる。

#### (3) 教育相談による実態把握

- ・年間2回の教育相談週間を教育課程に位置付けるとともに、生徒が相談を希望する場合には、いつでもどの教職員でも教育相談に応じることができる体制を整えておく。

## 5. いじめの相談・通報について

#### (1) いじめ相談窓口の周知

##### ①八日市場二中のいじめ相談への対応について、保護者や地域に知らせる。

- ・学級担任、学年所属職員、部活動顧問等、生徒が話しやすい教職員に相談して構わないことを知らせる。
- ・教育相談箱の設置と活用について知らせる。
- ・スクールカウンセラーとの面談について、申し込み方法等を知らせる。

##### ②外部の各種相談窓口について知らせる。

- ・匝瑳市や千葉県教育委員会、子どもと親のサポートセンター等の相談窓口について、文書等で家庭や地域に知らせ、利用を促す。

#### (2) 積極的ないじめ通報の斡旋

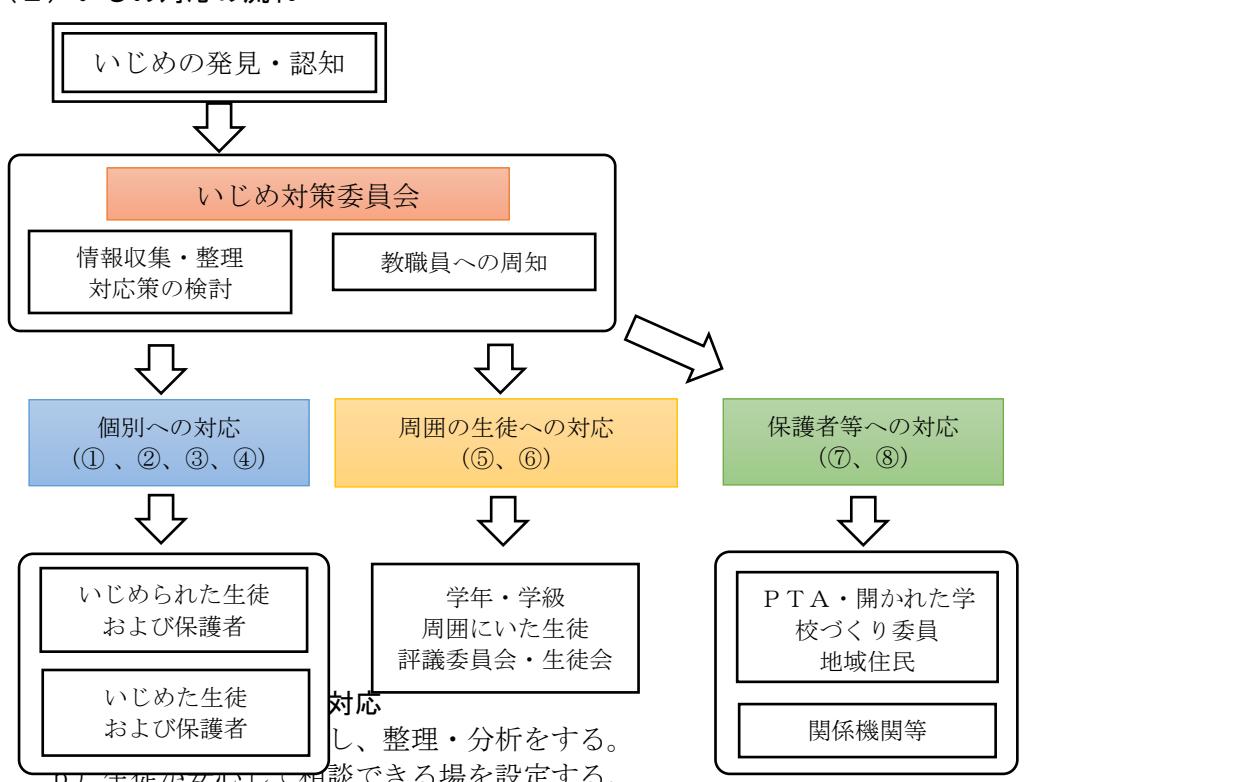
- ・いじめられている生徒については、可能な限り早く相談できるように、相談窓口を開く。
- ・いじめ行為を見ている生徒については、毎月のアンケートに記入するなどして、先生に知らせるという考え方を周知し、より早く多くの情報を収集し、いじめの解決を図る。

## 6. いじめを認知した場合の対応

#### (1) いじめの報告連絡体制



#### (2) いじめ対応の流れ



- c) 本人からの訴えを尊重し、不安の解消に努める。
- d) 全職員で解決に向けて取り組む決意を伝え、生徒を守ることを約束する。
- e) スクールカウンセラー等の協力を得て、心のケアを行う。
- f) 保護者や外部の関係機関等との連携を取る。

#### ②いじめられた生徒の保護者への対応

- a) 家庭訪問または来校を依頼し、必ず対面で、いじめの事実や生徒の状況を正確に伝え、解決に向けた協力をお願いする。
- b) 保護者の思いを十分に受け止め、学校としての今後の指導方針と、解決への見通しを伝える。
- c) いじめに関する正確な情報を連絡するとともに、指導の経過について報告する。

#### ③いじめた生徒への対応

- a) 正確な情報を収集し、整理・分析をする。
- b) 生徒が落ち着いて自分と向き合える場を設ける。
- c) 自分がしたことは相手を傷つけていることに気付かせながら反省を促す。
- d) 相手の人権や人格を尊重することの大切さを理解させ、具体的な行動について考えさせる。
- e) 自分の良さを再認識させ、それを生活に生かせるような具体的な行動について考えさせる。
- f) 保護者や外部の関係機関等との連携を取る。

#### ④いじめた生徒の保護者への対応

- a) 家庭訪問または来校を依頼し、かならず対面で、いじめの事実や生徒の状況を正確に伝える。
- b) いじめに対する正しい認識について保護者に促す。
- c) いじめた生徒が複数である場合は、それぞれの保護者について、自分の子どもがいじめ行為をしたという共通理解を図ることが必要。
- d) いじめられた生徒とその保護者に対して、態度や行動で誠意を伝えていくよう助言する。

#### ⑤周囲にいた生徒への対応

- a) 周囲にいた生徒が見た正確な情報の収集を行う。
- b) いかなる場合においても、いじめは決して許されない行為であることを、毅然とした態度で指導する。
- c) いじめられた生徒を集団として支える体制づくりを進める。

#### ⑥評議委員会・生徒会での取り組み

- a) 生徒たちに、いじめは人として絶対に許されない行為であることを認識させ、自分たちの学校生活の中で起こるいじめについて考えさせる。
- b) 学級活動や生徒会活動等の場を通して、いじめをなくすための具体的方策について、生徒たちで話し合う場を設ける。「いじめ 永遠の〇」運動の一層の推進に努める。
- c) 話し合いの結果を整理し、具体的に行動するための計画作りをする。

#### ⑦P T A・開かれた学校づくり委員・地域住民への対応

- a) 事実と異なる情報や誤解が広がらないように、適切な時期に正確な情報を提供する。
- b) 学校としての方針や問題解決への見通しを示し、理解と協力を求める。
- c) 当該生徒の人権やプライバシーに配慮しながら、子どもたちを温かく見守ってもらえるようにお願いする。

#### ⑧関係機関等への対応

- a) 匝瑳市教育委員会や北総教育事務所の指導を受けながら、必要に応じて、匝瑳警察署、銚子児童相談所、病院等の関係機関と連携を図る。
- b) スクールカウンセラー等による相談を適切に行えるように連絡・調整を図る。
- c) 報道機関等への対応は管理職に窓口を一本化し、市教育委員会の指導を受けながら対応する。

### 7. 指導について

#### (1) いじめられた生徒への指導

##### ①基本的な指導の姿勢

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する。

- ・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、継続して支援を行っていく。

## ②事実の確認

- ・学級担任を中心に、生徒が話しやすい教職員等が対応する。
- ・いじめを受けた生徒の心情に寄り添い、共感的態度で事実を聞いていく。

## ③具体的な支援方法

- ・時間や場を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。
- ・学校はいじめを行う生徒を絶対に許さないことや今後の指導の進め方について伝える。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒の良さや優れているところを認めて励ます。
- ・いじめを行う生徒との今後の付き合い方など、具体的な行動のしかたを指導する。
- ・学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守るということを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師等の相談窓口、または相談機関の連絡先を教えておく。
- ・「いじめられた側にも原因がある」という指導や、「がんばれ」などという安易な励ましはしない。
- ・いじめ問題が原因で、当該生徒やその保護者が転学を希望する場合には、上記のような支援を具体的に行い、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止の取組についての理解を促す。

## ④経過観察等

- ・生活ノートや個別面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう、授業や学級活動等での活躍の場を設定し、友人との関係づくりを支援する。

### (2) いじめた生徒への指導

#### ①基本的な指導の姿勢

- ・いじめに至った背景を理解しつつ、いじめた行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを考えさせる。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように、一定の教育的配慮のもとに指導する。

#### ②事実の確認

- ・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。
- ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

#### ③具体的な指導方法

- ・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。
- ・自分がいじめを行ったことの自覚をもたせ、責任転嫁等を許さない。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動のしかたについて考えさせる。
- ・不平不満や本人の満たされない気持ちなどにじっくりと耳を傾ける。
- ・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守るために、いじめを行った生徒に対し出席停止の措置をとったり、警察等の関係機関の協力を求めたり、厳しい対応策を取ることも必要である。
- ・出席停止の措置をとる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、教育委員会や保護者間で十分な共通理解と連携を図る。

#### ④経過観察等

- ・生活ノートや個別面談などを通して、教員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。
- ・授業や学級活動等を通して、有り余っているエネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。

### (3) 傍観したり周囲にいたりした生徒への指導

#### ①基本的な指導の姿勢

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教職員が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

## ②事実の確認

- ・いじめの事実を知らせることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。
- ・いじめを知らせたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。

## ③具体的な指導方法

- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者である事実を受け止めさせる。
- ・いじめを受けた生徒は、傍観したり周囲にいたりした生徒の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

## ④経過観察等

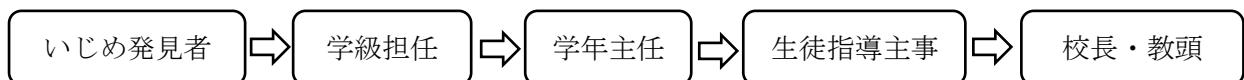
- ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

## 8. 重大事態への対処について

重大事態とは

- 生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

### (1) 重大事態発生時の校内連絡体制



### (2) 重大事態発生時の教育委員会への連絡・報告



- ①重大事態が発生した旨を、匝瑳市教育委員会に速やかに報告する。(一報を入れた後、文書で報告する。)
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を速やかに設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 9. 公表、点検、評価等について

- ①学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページに掲載をする。
- ②毎年の学校評価アンケートに項目を設け、児童生徒・職員・保護者等で評価していく。
- ③必要に応じて、このいじめ防止基本方針について改善していく。